

組織活性化事業に係る販路拡大トライアル活動実施要領

1 目的

販路拡大と「かごしま茶」知名度向上等を図るため、会員が県外小売店等に直接売り込む活動に対して助成を行う。

2 支援対象

鹿児島県茶業青年の会会員（個人）

3 事業の実施時期

令和3年1月から令和3年12月

4 助成対象事業

会員本人が生産した荒茶または仕上げ茶を、県外小売店等に直接売り込むとともに、「かごしま茶」の流通状況や要望等を聞き取る活動旅費の一部を助成する。

- (1) 助成を希望する会員は、「販路拡大トライアル活動助成申請書」（別紙様式1）を、令和3年8月31日（火）までに鹿児島県茶業青年の会事務局に提出する。
- (2) 申請書は県茶業青年の会理事会において審査し、助成対象者を決定する。
- (3) 鹿児島県茶業青年の会会長は、前項の決定を行ったときは、申請者に決定通知（別紙様式2）を行う。
- (4) 助成金決定通知を受けた会員は、「販路拡大トライアル活動助成実績書」（別紙様式3）を、令和3年12月13日（月）までに鹿児島県茶業青年の会事務局に提出する。なお、助成金決定通知を受けた会員は、鹿児島県茶業青年の会会長の求めに応じ、活動内容を報告する。
- (5) 鹿児島県茶業青年の会会長は、内容を確認した上で、助成金を交付する。
なお、助成金は助成金決定通知を受けた会員の指定した口座に交付する。

5 助成額

- (1) 鹿児島県旅費規程に基づき、出張先への1泊2日分の旅費額の2/3または3万円のいずれか低い額とする。
- (2) 実施活動数が多い場合は、予算の範囲内で1活動当たりの助成額を調整する。
- (3) 上記(1)、(2)に定めのない事案については、事務局に相談のうえ、必要に応じて鹿児島県茶業青年の会役員会にて決定する。